

えきさい看護専門学校 障がい学生支援について

えきさい看護専門学校（以下、本校という）は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の趣旨を鑑み、また、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成 28 年 4 月 1 日）に即して、障がいのある学生（以下、「障がい学生」という。）に対する差別的取り扱いの解消を推進し、学生生活を支援します。

1 基本方針

- (1) 本校は、障がいのある学生が、障がいのない学生と教育及びその他の関連する活動全般に対して平等に参加できる学修機会の確保に努めます。
- (2) 本校は、障がいの有無に関わらず、すべての学生がお互いの立場を尊重し、共に学び合う環境を整備します。
- (3) 本校は、障がいのある学生が社会で活躍する人材へと成長できるよう支援します。

2 合理的配慮の提供

本校は、障がいのある学生から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合は、その実施に伴う負担が過重でない範囲において、障がいのある学生の権利利益を侵害することがないよう、当該学生の性別、年齢及び障がいに応じて、社会的障壁の除去の実施について合理的配慮を提供するよう努めます。

意思の表明がない場合であっても、当該学生がその除去を必要としていることが明白である場合には、当該学生に対して適切な合理的配慮を提案するよう努めます。

また、障がいの状態が変化することもあることから、提供する合理的配慮については、適宜見直しを図ることに努めます。

ただし、合理的配慮は、学修を含む学生生活を支援する目的であり、単位修得を保障するものではありません。

3 支援体制

障がいのある学生の支援は、事務課に窓口を置き、教職員が連携して支援します。学生の障がいの状況や教育的ニーズと意思を十分に尊重した上で、支援内容を決定していきます。支援内容に変更が必要な場合は、学生（保護者）と合意形成のもと支援内容の見直しを行います。

4 研修・啓発

本校は、障がいを理由とする差別解消を図るため、本校の教職員に対して、必要な研修及び啓発活動を実施します。

令和 6 年 3 月制定